

## 甲子園大学動物実験室細則

第 1 条 この細則は、甲子園大学動物実験室（以下「実験室」という。）の運営に関する必要な事項を定める。

第 2 条 実験室に管理担当者（以下「担当者」という。）を置く。

- 2 担当者には、本学の教員をもって充てる。
- 3 担当者の選出については、動物実験委員会の議を経て、栄養学部教授会の承認を得るものとする。
- 4 担当者の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 担当者は、動物実験委員会委員長の命を受け、実験室の使用及び施設・設備管理の任にあたる。

第 3 条 実験室を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学栄養学部教員
- (2) 本学栄養学部学生で動物実験委員会で認めた者
- (3) その他動物実験委員会で認めた者

第 4 条 実験室の使用時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 平日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- (2) 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 12 時 10 分まで
- (3) 長期休業期間中については、別に定める。

第 5 条 実験室の閉室日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日
- (4) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで
- (5) 学院追悼式の日
- (6) その他動物実験委員会が必要と認めた日

第 6 条 前条及び第 4 条に指定する日又は時間以外に、実験室を使用する必要がある場合は、あらかじめ願い出て動物実験委員会委員長の使用許可を得なければならない。ただし、学生の使用願い出及び使用にあたっては、指導教員がその責任を持つものとする。

- 2 前項の細則による使用の願い出にあたっては、使用する日時及び理由を記載した書類を 1 週間前までに、担当者へ提出しなければならない。

第 7 条 実験室への入・退出の方法、実験器材及び検体の搬出入、飼育器材の搬出入等実験室使用に関する具体的事項は、別に定める。

第8条 施設、設備等を汚損し、または紛失した場合は、直ちに担当者に届け出なければならない。故意による場合は、相当額の弁償をするものとする。

第9条 この細則に反した者、又は担当者の指示に従わなかった者に対しては、動物実験委員会の承認を得て、一定期間、実験室の使用を停止又は制限することができる。

第10条 この細則の改廃は、動物実験委員会で協議の上、評議会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、昭和61年11月18日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年6月17日から施行する。